

ID: 416

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第75条		
例規番号	平成18年条例第189号		
<p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第75条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日